

社会福祉法人ゆたか会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆたか会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（当法人を主たる勤務場所とし、常態的に勤務する者）については、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等（常勤役員等以外の者）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

(報酬等の上限)

第3条 役員等の報酬等の上限額は次の通りとする。

(1) 常勤役員等

一人当たり年間 4,500,000円以内

(2) 非常勤役員等

- | | | |
|------|---------|------------|
| ①評議員 | 一人当たり年間 | 100,000円以内 |
| ②理事 | 一人当たり年間 | 100,000円以内 |
| ③監事 | 一人当たり年間 | 100,000円以内 |

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 通勤手当については、社会福祉法人ゆたか会給与規程第12条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人ゆたか会旅費規程に基

づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第6条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

（1）報酬については、翌月15日とする。ただし、その日が休日に当たる時は、社会福祉法人ゆたか会給与規程第5条に準じた日とする。

（2）賞与については、毎年6月30日及び12月10日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した月の翌月15日とする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

4 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（報酬等の日割り計算）

第8条 新たに常勤等役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

（1）50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

（2）50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第10条 当法人は、この規程を持って、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 20 年 4 月 1 日施行の役員等の費用弁償規程は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この規程は、評議員会の決議を得て、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。

附 則 (役員報酬の支給に伴う改定)

1. この規程は、令和 7 年 4 月 22 日開催の第 37 回評議員会の決議を以て改定する。
2. この規程は、令和 7 年 6 月 19 日に開催する第 37 回評議員会（定時評議員会）の終了後から施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000円
業務執行理事	月額 250,000円
理事・監事	月額 200,000円

別表 2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額×1.0ヶ月
12月の賞与	報酬月額×1.5ヶ月

別表 3（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

区分	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務への出勤	5,000円

(2) 理事

区分	日額
理事会、評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務への出勤	5,000円

(3) 監事

区分	日額
理事会、評議員会、監事監査への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務への出勤	5,000円